

喫煙防止教育に対する取り組み

1 喫煙防止教育について

文部科学省では、喫煙が心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では喫煙をしないという態度を育てる教育の推進を行っている。

学校においては、小学校高学年から「喫煙の健康影響」、「低年齢からの喫煙は特に害が大きいこと」、「未成年の喫煙は法律で禁止されていること」など児童生徒の発達段階に応じた喫煙防止教育を行っている。

2 喫煙防止教育教材の作成・配布

【児童生徒用】

児童生徒が自己の健康を適切に管理できるよう、喫煙の問題をはじめとする様々な健康課題を総合的に解説した教材の作成・配布。

「わたしの健康」…小学校5年生用
「かけがえのない自分、かけがえのない健康」…中学校1年生用
「健康な生活を送るために」…高等学校1年生用

【指導者用】

「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」

(小学校用、中学校用、高等学校用)

3 その他

○ 児童生徒の薬物に関する意識等調査の実施

今後の喫煙防止教育に関する施策の参考とするため、児童生徒の喫煙等に対する意識等調査を実施。(平成18年2月)

○ 受動喫煙防止対策実施状況調査の実施

平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効されたこと等を踏まえ、文部科学省において、学校における受動喫煙防止対策実施状況調査を実施。(平成17年4月)